

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起算の翌日が休日には、その日を除く)

公布された規則のあらまし

## 目 次

- ◇規則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一  
部の施行期日を定める規則（建築課）
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則（〃）
- 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則（会計課）
- 生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）
- 生活保護法による医療機関の変更（〃）
- 生活保護法による診療所等の廃止（〃）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（三件）（農村整備課）
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
- 廃川敷地等の生成（河川課）
- 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）
- ◇公安告示 毒物劇物取扱者試験の合格者（医務薬事課）

- ◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
一 廃止する県営住宅清水団地の家賃に関する規定を削除することとした。（別表  
関係）
- 二 建替えを実施した県営住宅の家賃を次のとおり変更することとした。（別表関  
係）

高草団地		団地名種別		家		賃	
		住戸番号					
				戸数	現行	改定後	
第一種県 當住宅	三十一〇一號、三十一一〇二號 及び三十一〇四號から三一一〇六 号までの住宅	五	四、八〇〇円	二〇、六〇〇円			
	三一一〇三號の住宅	一	五、七〇〇円	一六、七〇〇円			
	三一二〇一號から三一一二〇六 号まで及び三一三〇一號から 三一三〇六號までの住宅		二〇、一〇〇円				

三 この規則は、平成八年一月一日から施行することとした。ただし、二は、同年  
一月一日から施行することとした。

### ◇鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

一 経営事項審査に係る手数料の額を、二万四千三百円（現行 二万三千六百円）に  
入札関連建設業一種類につき一千三百五十円（現行 二千五百円）として計算し  
た額を加算した額とすることとした。ただし、指定経営状況分析機関に経営状況  
分析を行わせる場合は、八千百円（現行 七千二百円）に入札関連建設業一種類

平成7年12月19日 火曜日

## 鳥取県公報

につき一千三百五十円（現行二千五百円）として計算した額を加算した額とすることとした。（別表関係）

二 この規則は、平成八年一月一日から施行することとした。

## 規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成七年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県規則第百号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日は、平成八年一月一日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県規則第百一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表高草団地の項中

第二種県 営住宅	
二五号から三六号まで及び四三号	一八
から四八号までの住宅	四、八〇〇円

第二種県 営住宅	
二一一〇一号から二一一〇六号まで及び二一三〇一号から二一三〇六号までの住宅	一七
三七号から三九号まで及び四九号から六五号までの住宅	一〇

第二種県 営住宅	
二一一〇一号から二一一〇六号まで及び二一三〇一号から二一三〇六号までの住宅	一九、四〇〇円
三一一〇一号、三一一〇二号及び三一一〇四号から三一一〇六号までの住宅	一九、四〇〇円
三一一〇三号の住宅	二〇、六〇〇円

に

を

に

を

六号までの住宅  
で及び三一三〇一号から三一三〇一二一〇、一〇〇円

告 示

改め、同表清水団地の項を削る。

附 則

この規則は、平成八年一月一日から施行する。ただし、高草団地に関する部分は、同年一月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二百二号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二百八十七号の三中「二万六千六百円」を「二万四千三百円」に、「三千五十円」を「二千三百五十円」に、「七千二百円」を「八千百円」に改める。

附 則

この規則は、平成八年一月一日から施行する。

鳥取県告示第七百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成七年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡崎内科医院	米子市皆生一五七一一七	平成七年十一月十七日
松田医院	倉吉市伊木二〇一一六	平成七年十二月十二日
大草歯科医院	鳥取市桜谷四〇七	平成七年十二月六日
小林薬局マロニエ工店	倉吉市昭和町一一二五一一	平成七年十一月二十九日
どい薬局	米子市西福原六丁目二二二九	平成七年十二月十四日
サンライズ訪問看護ステーション	西伯郡名和町大字富長七五五一	平成七年十一月二十七日
五		

鳥取県告示第七百九十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基

づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成七年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成七年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
医療法人社団 野口内科クリニック	米子市角盤町四丁目五一一	平成七年十一月一日

### 鳥取県告示第七百九十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成七年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第七百九十五号

若桜町が行う土地改良事業（農村総合整備事業小船地区農道用用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
岡崎内科医院	米子市皆生一五七一一七	平成七年十月三十一日
松田内科医院	倉吉市伊木一八三	平成七年十一月三十日
小林薬局マロニエ	倉吉市昭和町一一二六一一	平成七年十月三十一日

平成七年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第七百九十四号

若桜町が行う土地改良事業（農村総合整備事業小船地区農道用用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間  
平成七年十二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所  
若桜町役場

四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

一 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び条例の写し
二 縦覧に供する期間 平成7年十二月二十日から二十日間
三 縦覧に供する場所 若桜町役場
四 異議の申出 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
<b>鳥取県告示第七百九十六号</b> 若桜町が行う土地改良事業（農村総合整備事業春米地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。 平成七年十二月十九日
鳥取県知事 西 尾 邑 次
一 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び条例の写し
二 縦覧に供する期間 平成7年十二月二十日から二十日間
三 縦覧に供する場所 若桜町役場
四 異議の申出 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第七百九十七号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**一 開発許可の年月日及び番号**

平成七年二月二十四日 鳥取県指令倉土維十第四号

**二 開発区域に含まれる地域の名称**

東伯郡東郷町大字長和田字小池

**三 開発許可を受けた者の住所及び氏名**

東伯郡東郷町大字中興寺三七八

鳥取東郷農業協同組合

代表組合長理事 寺地 壽彦

**鳥取県告示第七百九十八号**

河川区域の変更により廢川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、鳥取県土木部河川課及び倉吉土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成七年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県公安委員会告示第七十号**

- 一 河川の名称  
二級河川洗川水系倉坂川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日  
平成七年十二月十九日
- 三 廃川敷地等の位置  
東伯郡東伯町大字倉坂字駄道七四七—一地先から同大字字中畠七〇ヤ—一地先まで、同大字字下前田四七四—二地先から同大字字田畠四五九—四地先まで及び同大字字口当田三一一一地先から同大字字スク本三一一一地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 五、〇五〇・一一平方メートル
- 五 河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によるなお効力を有するものとされる旧河川法（明治一十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、いの廢川敷地等の下付を受けよへども附せ、いの扣押の由から其に内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならぬ。

**公安委員会告示**

平成7年11月29日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成7年12月19日

公 告

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県公安委員会告示第七十号**

- 次の遊技機の型式について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年法律第二百一十一号）第十一条第一項の技術上の規格に適合しないと認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第二号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年十一月十九日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 慎

申 請 者	氏名又は名称	株式会社 三共		
住 所	群馬県桐生市境野町六丁目460			
者	法人にあってはその代表者の氏名	毒島 邦雄		
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製業者名	造検定番号
ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号 イ設置機	ファーバーメガ、 ボックスP	株式会社 三共	500236 7年12月19日から3年間
〃	規則第6条第1号 口設置機	アクダマンSP	〃	520286 〃

村田 早苗	中西 鉄夫	小椋 悟江	三好登志彦	山本 昭
村上みどり	岩本 馨	森田 哲也	山田 正幸	中川 正美
吉田 英樹	山根 昭浩	伊藤 孝博	山中 友和	坂田 良典
田子 洋一	植田 貞二	築谷 真介	南前 晚翠	来福 利夫
松谷 守	清水 瞳子	田中 千穂	井田 一喜	宮木 恒夫
平野 至朗				